

第 31 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 1 月 27 日（金）午後 3 時 30 分から午後 5 時 16 分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（23 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（2 名）

19 番	鯖戸	英明
20 番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
議案

第 1 号 農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の
変更について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 第4号 現況証明について
 第5条 農地の賃借料情報について
 第6号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について
 第7号 幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について

- 6 事務局長 高橋 宏邦
 忠類支局長 川瀬 康彦
 農地振興係長 広田 瑞恵
 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
 農地振興係主任 南 敦朗

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第31回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、12番鬼頭委員、13番白木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、19番鯖戸委員、20番尾藤委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から8番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページ、2ページの8件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から8番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から8番については報告のとおり承認されました。ここで暫時休憩いたします。
議長	休憩を解いて会議を続けます。 次に議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。議案第1号について事務局から説明いたします。

事務局

議案第1号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について」、本件につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に農業振興地域整備計画の策定または変更をする時は市町村長は農業委員会の意見を聞くと規定されております。このところにより幕別町より諮問がありましたので審議を求めるものでございます。内容につきましては、農林課よりご説明いたします。

農林課

まず最初に説明員の紹介をさせていただきます。経済部農林課農政係長亀田でございます。

亀田です。どうぞよろしくお願いします。

農政係主査の鈴木でございます。

農政係鈴木です。よろしくお願いいたします。

私農林課長の萬谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。議案の説明に入ります前に一言ご挨拶を申し上げます。農業委員の皆様には日頃から本町の農業振興にご尽力いただきおまして厚く御礼申し上げます。本日は幕別町農業振興地域整備計画の変更に当たりまして、ご協力をさせていただきたく、貴重なお時間をいただきました事に重ねてお礼を申し上げます。この整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の法律に基づきまして市町村が作成します計画でございまして、農業振興地域制度の根幹を出すものと考えております。今回行います整備計画の変更につきましては、年間見直しという事で計画全般に渡り見直しを行っておりますけれども、特に農用地利用計画につきましては、前回の見直しから年数を経過しております事から現状に合わせて見直しを行ったところでございます。また、見直しの完了時期につきましては、昨年12月末を予定していたところでございますけれども、昨年8月に発生しました台風の災害対応から業務の遅れが生じ見直しの完了時期が現在のところ今年度末にずれ込む見込みとし、町の広報紙を通して皆様にお知らせをしているところでございます。この後、詳細につきましては担当からご説明させていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

農林課

それでは、初めに私のほうから農業振興地域整備計画の概要と計画の内容につきまして、ご説明させていただきます。少し長くなりますので、座ってご説明させていただきます。それでは、厚手の方の計画書になりますが、農業振興地域整備計画につきましては、農業の健全な発展を図るため、土地の自然条件であったり、土地利用の動向等に留意して、計画的に農業地域を保全、形成することを推進するものであり、本町では昭和46年に北海道から地域指定を受け、翌年の昭和47年にこの最初の整備計画を策定しております。その後随時の見直しのほか、全体見直しや18年には旧忠類村との合併に伴う区域の拡大などを経て現在に至っているところであります。

本題となります今回の見直しにつきましては、前回整備計画の全体調査をした平成20年4月から（概ね5年を超える）年月が経過しておりますことから、農業振興の方向性や土地利用の構想を総合的に見直ししたものであります。加えまして、同じ時期に国の農業振興地域制度に関するガイドラインや（参考様式集）、北海道の農業振興地域整備基本方針が変更されたこともありまして、それらとの整合性をはかりながら検討を行っております。この見直しにあたりま

しては、平成 26 年～28 年にかけて基礎調査をいたしまして航空写真や現況地目との突合、現地確認などにより、現状を確認し、その状況をもとに農用地区域への編入及び除外を行っております。

それでは、資料の中身をご説明させていただきます。お手元の整備計画書をお開きいただきたいと思います。表紙をめくりますと目次がありまして、さらに一枚めくっていただきまして 1 ページをご覧ください。まず初めに農用地利用計画であります。町全体の土地利用の構想として掲載しております。本文の下から 5 行目ですが、北海道の基本方針に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域における共同活動や農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を促進し、計画的な土地利用を図るとしております。2 ページをご覧ください。農用地区域の設定であります。現計画を基本とし、10ha 以上の集団的な農地などの設定方針について示しております。また、2 ページの下段では、(2) 農用地等の利用方針について掲載しております。町全体を A-1 地区、A-2 地区、A-3 地区の 3 地区に分けておりますが、A-1 地区というのは千住、相川、途別など町全体でいうと北部に位置する地域で、A-2 地区は A-1 地区から南に駒畠、弘和までの中部地域で、A-3 地区が南部地域となり忠類地域であります。この 3 地区のそれぞれの地域の特性に合わせた土地利用の方法を示しております。つづいて 4 ページをご覧ください。つづいて 4 ページをご覧ください。「第 2 農業基盤整備の整備計画」であります。本町においては従前から畑総事業などで基盤整備を進めてきているところであります。しかしながら、当初の整備から数十年が経過した圃場は排水効果が薄くなってきておりますことから、担い手農家の規模拡大や農地の集約化を踏まえた中で長期的な計画を策定しております。今後の整備計画といたしましては、5 ページの表にありますとおり、相川第 2 地区農地整備事業等 4 事業を計画しているところでございます。

ここで本計画の構成につきましてもご説明させていただきます。4、5 ページの「第 2 農業生産基盤の整備計画」では、「1 農業生産基盤の整備の方向」から 5 ページの「4 他事業との関係」までの 4 項目で構成されております。この構成は、国のガイドラインなどに掲げられた項目を下に作成したものであり、6 ページ以降も同様にガイドラインを下に構成しております。このため、項目は掲げていてもその取り組みが計画されていない場合は、「該当なし」と記載しております。

計画の説明に戻りまして、6 ページの「第 3 農用地等の保全計画」であります。平成 27 年度の調査では耕作放棄地は認められておりませんが、将来的には高齢化の進行や担い手不足により、耕作放棄地の発生が懸念されますことから、農業委員会、農業振興公社などと連携し未然防止に努めるとしております。また、農地保全整備計画につきましては、現在事業計画がないことから「該当なし」としておりますが、現在実施中の事業につきましては、基礎資料の 19 ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に 7 ページは、農業経営についてであります。効率的かつ安定的な農業経営の目標といたしまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の中で示しております現行の営農類型別の経営指標を 12 ページまで掲載しております。なお、営農類型につきましては、本年度、基本構想の見直しについても作業を進めておりますので、新たな営農類型が決定した後は、当該箇所について変更したいと考えております。13 ページをご覧ください。2 番であります。経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を図る方策について掲載しております。これまで、農業委員の皆さんの協力の下、町農業振興公社と農業委員会が中心となって農用地の利用集積を進めております。今後、高齢化等の進行により、さ

らに経営規模の拡大が見込まれる中、集積された農地をいかに効率的に利用するかが重要となりますことから、省力化や軽労化を図るためICTなどの先端技術の活用を推進するものとし、また、安定した農業経営を実現するために経営の法人化を推進することとしております。次に15ページになりますが、ここでは農業近代化施設の整備について掲載しております。重点作物ごとに既存施設の有効利用や施設整備を図り、生産の合理化を推進することとしております。次に17ページをご覧ください。第6は担い手の育成・確保であります。まくべつ農村アカデミーでの各種研修や新規就農者に対する奨励金などの支援を図り、担い手の育成を通じて、農業・農村の活性化に努めることとしております。

(整備計画については、平成23年度の制度改正により、担い手の育成・確保施設の整備に当たってはこの計画に位置づけることとされたものであります。)次に20ページをご覧ください。第7は農業従事者の安定的な就業の促進であります。本町の農業経営の約2割が兼業農家でありまして、町内での就業機会の確保・拡大を推進するものであります。なお、20ページの表につきましては、基礎調査の段階で行った町内全農家に対するアンケート調査の中で、兼業農家の方々の従業地が、町内か町外かをまとめたものでございます。次に、22ページは生活環境施設の整備計画であります。こちらは、近隣センターや担い手会館などすでに整備済みでございます。最後になりますが、23ページ以降は農用地利用計画であります。57ページまでにつきましては、字ごとに農振除外地の地番を表記したものであり、58ページ以降につきましては、農地や農業用施設用地など、それぞれの用途区分ごとに地番を表記したものであります。整備計画書については以上であります。

次に、別冊の基礎資料につきましては、整備計画書の作成するにあたり、基礎調査を行った数値データなどを掲載したものであります。詳細については、説明は省略させていただきますが、後ほどご覧いただきたいと思います。私からは以上です。次に資料1につきまして、担当の鈴木から説明いたします。

農林課

それでは、私の方から農用地利用計画の見直しに係る要件について説明させていただきます。少し長くなりますので、座ったまま説明させていただきます。

まず、計画書の後ろから3枚目にあります幕別町農用地利用計画 新旧対象図と上に記載しておりますA3版の図面をご覧ください。これは先ほど農政係長から説明しました計画書の23ページ以降の除外地や農地など、地番が列記されているものを図面に記したものとなっております。図面が小さく非常に見にくいとは思いますが、ここでは全体をお示しするために縮小版を添付させていただいておりますのでご了承ください。この図面の中で、水色の太線で囲まれた地域が農業振興地域となっており、一部道有林及び町有林と都市計画法における市街化区域を除いた部分が指定されており、概ね町村界に沿った形となっております。また、図面の中で色塗りがされておりますが、図面の左下に凡例でお示ししている通り、黄色が農地、黄緑が採草放牧地、濃い緑が混木林地、オレンジが農業用施設用地となっております。水色で囲まれた農業振興地域の中で、色のついていない部分については俗にいう白地という部分で、農業振興地域内ではありますが、除外された土地となっております。また、変更箇所につきましては、全体図では非常にわかりづらいのですが、左下の凡例にありますように、農地から白地としたものについては黄色枠の白抜き、採草放牧地から白地としたものは緑色枠の白抜きのように表現しております。青い点線で区域が3つに区切られておりますが、土壌や土地利用形態、営農形態の大まかな実態に基づき、字界によりA-1からA-3に地区割をしております。まず、A-1地区が札内地区、字千住、字途別、字猿別、字相川、字依田などの幕別

町の北側の地区となっております。この内、市街化区域を除いた部分が農業振興地域となっており、この地区の農振農用地は2,975haあります。次に、A-2地区ですが、字日新、字古舞、字栄、字明野、字大豊、字新川、字軍岡、字南勢、字豊岡、字新和、字糠内、字五位、字美川、字明倫、字中里、字駒畠、字弘和などの町の中中部地区となっております。この地区における農振農用地は14,841haとなっており、幕別町における農振農用地の6割以上となっております。次に、A-3地区ですが、忠類地区全域となっております。この地区における農振農用地は5,188haとなっております。この図面の中で、黄色と黄緑色に塗られている土地が、農振農用地と呼ばれるもので、町全体の面積が47,764haある中の約半分の23,004haが農用地に指定されております。

次に資料1をご覧ください。1ページ目につきましては、今回の全体見直しをした結果の異動面積の総括を記載しております。まず始めに編入の欄についてであります。①の農地につきましては1,810,343.91㎡、④の農業用施設用地につきましては、8,379.22㎡、合計1,818,723.13㎡を白地から農用地区域へ編入しております。除外につきましては、①の農地を2,322,905.40㎡、②の採草放牧地を1,294,050.84㎡、④農業用施設用地を65,253.08㎡、合計3,682,209.32㎡除外しております。用途区分の変更につきましては、①農地、これは農業用施設用地を農地に用途変更したもので、68,856.85㎡の用途変更、④農業用施設用地につきましては、①とは逆に農業用施設用地から農地に用途変更したもので、43,445.70㎡となっております。これらの用途区分の変更につきましては、農用地区域内の面積の異動ですので、農用地区域の増減には影響しないものとなります。これらの異動の結果、編入で増える面積から除外で減る面積を差し引きしますと、今回の見直しで-1,863,486.19㎡農用地区域が減少となりました。次に2ページ目をご覧ください。こちらは、現況の農用地区域から、先ほど説明しました編入や除外、用途区分の変更をそれぞれ用途別に増減させたものとなっております。なお、現況欄の面積につきましては、計画書1ページ下段の現在欄とは時点が違うため数値が一致しておりません。1ページ目の現在数値につきましては、平成27年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積調査の数字を記入しており、資料の2ページの現況欄につきましては、平成28年中に行った随時変更の反映と、見直し前に再度現在の面積を再求積したものを記載しております。そこから、今回の見直しによる面積を反映させたものが、一番下段の見直し後の数値となります。3ページをご覧ください。用途区分毎に大まかではありますが、変更面積の内訳についてご説明いたします。まず①農地についてであります。編入につきましては、基本的に宅地跡地の現況農地部分や開墾箇所、号線用地の払い下げによる農地などが主なものであります。除外につきましては、主に、森林法の定めのある林班箇所、現況地目が畑採草放牧地以外であるものや、現況証明あるいは現地目確認で畑以外と認められ、周囲の利用状況から今後農地として使用できる見込みがないもの、また、高規格道路部分についての除外が大部分を占めているものであります。なお、除外面積2,323,130.17㎡のうち、森林に係るものは1,112,201.40㎡、原野に係るものが734,473.60㎡、高規格道路に係るものは362,325.31㎡となっております。

次に用途変更による増減につきましては、現況証明等により周辺施設用地と一体と考えられるものや施設用地と区分されているが、現況地目が畑であり、現に畑として利用されているもの等を農地から施設用地、あるいは施設用地から農地に変更しております。この結果、農用地区域内の農地については、約49ha減少するものとなります。4ページをご覧ください。②採草放牧地ですが、こちらの異動については、元町営牧場である忠類の明和牧場の跡地となり

ます。明和牧場につきましては、昭和 46 年 6 月から平成 19 年度まで牧場として使用しておりましたが、平成 20 年度から牧場としての利用はなく、今後牧場として利用する見込みのない土地であります。牧場跡地のため起伏が大きく、山林に囲まれているため、農地として利用することが困難な土地であり、今回除外するものとしております。この結果、農用地区域内の採草放牧地については、約 129ha 減少するものとなります。

次に③農業用施設用地であります。こちらは大きな部分で言いますと、除外については、高規格道路部分が主なものとなっております。用途変更による増減については、3 ページの農地の異動で説明しました異動の内容と同じであります。この結果、農用地区域内の農業用施設用地については、約 8 ha 減少するものとなります。

資料の説明は以上であります。全体見直しの手続きについて、ご説明したいと思います。今後の変更スケジュールにつきましては、今回の総会で説明させていただいたことに異存等がなければ異存がない旨の意見書をいただき、各農協、森林組合にも同様に意見徴収を行い、同時に十勝総合振興局と事前相談を進める予定であります。当計画内容につきましては、事前相談において十勝総合振興局の指摘を受けた場合に、若干内容を変更することもあるかと思いますが、その変更につきましては、軽微な変更ということでご理解いただきたいと思います。十勝総合振興局との事前相談において、計画の変更に対して、異存のないむねの回答を得た後に公告縦覧と異義申し立て期間を経てその後十勝総合振興局との本協議をする事になっております。この本協議で北海道知事の同意が得られた後に町が決定公告をして手続きが完了となります。振興局の同意が出るタイミングにもよりますが、スムーズに事務が進行すると、3 月末には決定公告をする事が出来る見込みとなっております。随時の変更の受付につきましては全体見直しの決定公告を終えた後となりますので、正式には 4 月 1 日以後になる予定です。事前に相談を受ける事は出来ますので、4 月 1 日にならなくても書類の内容等、事前に確認する事で今後のスムーズな事務に繋がって、お急ぎの除外等にも対応できるかなと思っております。建物を建てる際などの場合がありましたら、4 月 1 日を待たずに早めに農政係に相談をいただければと思っております。大まかな説明内容となりましたが以上で説明を終わります。

議長

議案第 1 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

23 番

ちょっとわからないので、よろしいでしょうか。覚えているところから、今の農地利用計画全体見直しっていう事なのですが、基本的には現状がこうなっているよという計画のことでしょうか、計画の見直しなのでしょうか。

農林課

計画書と農地利用計画の両方の見直しです。農用地利用計画です。

23 番

それは何年度とかなんとかではなく、今年度ということではなくて。

農林課

計画自体は 10 年を見越した計画で 5 年ごとに目標に立てているもので、概ね 5 年を目標にして立てているものです。

23 番

その時の計画と現状が違うからそれを見直しするっていう事ですか。

農林課

そうですね。

23 番	随時、計画は見直ししかかっているのではないの。
農林課	随時かけているのは農用地利用計画の方は除外とかで随時色は変えているのですが、今回は具体的な緊急的な計画があつて抜くものではなくて、全体的に航空写真や現況地目等を確認して現状に合っていない部分で直せるところを見直したということです。
23 番	それが農地利用計画なの、現状じゃないの。計画じゃなくて現況じゃないの。計画案の見直しってことなのかい。それは 10 年毎じゃないと変わらないの。20 年続くとかはしないの、その計画。
農林課	農用地利用計画のほうですよ。計画につきましては、基本 10 年先を見越して達成する考えになっておりまして、今回、その関係もありまして、本体自体も見直しをしております。
23 番	それは 20 年に一回見直ししたのかい。
農林課	20 年ではなく 10 年に一回です。
23 番	平成 20 年に見直したんでしょ、平成 30 年まで有効って事かい。
農林課	ただ、基本 5 年おきに立った段階で見直しするって考えもあるものですから、10 年経って初めて見直しするっていうよりも 5 年を過ぎた段階である程度見直しも他の事が出来るものですから。
23 番	次は 30 年だからその間にその計画をまた見直しかけたってことかい。
農林課	次 30 年とは。
23 番	20 年に見直しかけたから次は 30 年に見直しかけたって事かい。
農林課	前回は 20 年に見直しかけましたので、そうですね。10 年先を見越して計画を見直しますので、考え方からいきますと、今回見直して決定しますとそこから 10 年間はまた有効になる感じにはなります。20 年に見直しして次が 30 年という形のものではないんですよ。状況に応じてまた随時見直ししますので、基本それを 5 年経過した段階で見直しを進めて行く。この計画自体が何年までと期限を定めたものは無いのですが、概ね 10 年先を見越して計画を定めるとい事になります。確かに 10 年先と言ったので見るのですけども、現状が変わっていく中で、どうしても乖離が生じる部分があります。
23 番	計画を立ててるから 5 年ごとに計画の見直しがありますって事かい。
農林課	そうです。
23 番	その結果が 5 年になりましたって事。現状じゃなく計画の見直しって事で、現状はこうですって事。

農林課

はい。

23 番

もうひとつ、今回去年の災害で農地等被害にあったのですが、特に相川地区辺りは水害、冠水というのがあって、今回もこういう整備計画が出ているんですけども、相川地区については暗渠、これで行くと分かり易い、22ha 被害が出ているのですが、ああいうところはなかなか農業者自らが明渠や暗渠の整備をするのは地権者がたくさんいて、なかなか思うように進まないというのが現状です。しかも高いということもあって。そのへんは農業委員会なり議会なり農林課なりが政策である程度助成を付けながら整備していかなければ、今回の台風は、50 年に一度、30 年に一度というものだったんですが、今後も被害はあると思うのでそれらの対策はしっかり取り組んでいって欲しいという要望です。それと、7 ページなんですけど、個別経営体の類型を作っておられますよね。5 ha、10ha なり、30、50 と、この類型は为什么呢。目標ですか。

農林課

目標です。この類型は基本構想を平成 18 年に見直ししておりまして、その時に掲げた目標となります。

23 番

目標というか、現状がこういう状況ですよ、という事ではないのですか。

農林課

現状も勿論見るのですけども、基本構想の考え方で申しますと、10 年先を見据えて、こういった営農類型を定めていく事になりますので、その説明から行きますと目標として、経営の指標として掲げるものとなります。何回もおっしゃるように実際に現状じゃないだろうかとこの部分も勿論あるかと思うのですけども。

23 番

目標って事は、ここに向かって行きなさいって事ですか。こういう体系を作ってください、こういう体系になってくださいって事です。

農林課

そうですね。全ての類型が掲載出来ているものではありませんので、代表的な類型を、主な類型を掲げたものではありますので、全農家さんがどこかにはまるというわけではないんですけども、ある程度多い規模の代表的な類型を掲げておりますので、その考え方にのっとってそこに向かって進むというのが経営指標として掲げた類型になります。

23 番

類型の型っていうのがあんまりにも、1～8 と類型のパターンが多すぎて、実はこれ利用調整会議でも類型の型っていうのがひとつのポイントというか、我々も農地とかを配分するときに現状が小さい農家と大きい農家がいた時に類型が違いますよと、片方は例えば 40 町持っていて 50 町の類型型なんだけど 10 町足りませんよと、片方は 12、13 町の類型型で 11 町持ってますから、50 町の人にポイントがつく、そういうのはおかしいのではないかと思いますし、類型型をもう少し何か考えてもらいたい。目標というのが、果たして目標として当たっているのかということもあるし、さっきの説明の中で耕作者が少なくなってきた農地が大型化していくんですよ。それに対して作業支援の関係、それから ITC 技術の関係ってなって、持って行くってなれば、小さい類型はほとんどいらなくて、例えば幕別町の平均耕作が 32 町なりあるのであれば、そこが中心の類型型になっていて、それ以上など 2 パターンなどあればいいと思うんですよ。と思います。これも要望だね。これも検討しながらやって欲しいなと思います。

農林課	実は先ほど申しました通り基本構想見直しを進めておりまして、営農類型の見直しをしております。現在 25 の類型がありますけれども、今の見込みではそれを減らす方向で、16,17 位になるような感じで今は進めております。まだ決定はしておりませんので、その様なことになれば、まだ未定ではありますけれども、今のお話があったように余り細かく分けすぎてもという部分もありますので、今後あと一カ月ほど見直しに時間が掛かりますので、そのあたりを留意しながら進めたいと思っております。
議長	他に何かご質疑ございませんか。なければ質疑なしとしますがよろしいでしょうか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画の変更について」は特に問題なしとすることに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号は特に問題なしとする事に決定されました。一旦休憩いたします。
議長	休憩を解き会議を続けます。 次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
12 番	12 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号3番、4番につきましては、私の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により該当事案の審議開始から終了まで退席をいたします。

議長を田邊代理にお願いします。暫時休憩します。

(26番 谷内会長退席)

議長 休憩を解き会議を続けます。会長の事案ですので私が議長を務めさせていただきます。それでは議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書2ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議案が終わりましたので、議長を交代します。暫時休憩します。

(26番 谷内会長着席)

議長 休憩を解き会議を続けます。
次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 7 番、8 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番 25 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 7 番、8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 7 番、8 番は原案のとおり可決されま

した。

議長

次に議案第2号9番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページから7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番から14番は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページ、9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番ご説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号21番、22番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号21番、22番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番	3 番説明いたします。これらの案件は、今月 18 日に町公社が利用調整会議を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 21 番、22 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 21 番、22 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 23 番、24 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 23 番、24 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 12 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。これらの案件は、今月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 23 番、24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 23 番、24 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 25 番、26 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 25 番、26 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 13 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいることから今回の利用権の設定については問題ないと考えています。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番、26 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番、26 番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第 2 号 27 番につきましては斎藤委員の事案が含まれておりますので農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。斎藤さん退席をお願いします。

(8 番 斎藤委員退席)

それでは議案第 2 号 27 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 27 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 14 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。この案件につきましては、本来地区担当委員は齊藤委員であります但議事参与の制限に当たるため私から説明いたします。本件は、平成 28 年 10 月 21 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 27 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 27 番は原案のとおり可決されました。 (8 番 斎藤委員着席)
議長	次に議案第 2 号 28 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 28 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 14 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は、先月買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 28 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 29 番、30 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 29 番、30 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 15 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。この案件は、先月買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人であるため今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番、30番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号29番、30番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番ご説明いたします。この案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでご審議の程よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以

上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番

25 番説明いたします。この案件は、今月 20 日に石川委員、中島委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 3 号 3 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第 3 条調査書 3 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番

7 番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 3 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第３号４番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第３号４番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書４ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番ご説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転であります、周辺農地の影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第３号４番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第３号４番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第３号５番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第３号５番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書５ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は、後継者への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地の影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第３号５番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第3号6番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、今月20日に石川委員、中島委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであり、今月20日に石川委員、中島委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり

	り決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3番	3番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます、今月20日に石川委員、中島委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。議案第5号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号「農地の賃借料情報について」農地の賃借料情報について、次のとおり決定したいので審議を求めます。農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うことと定められており、平均額の2倍を超える賃貸借については指導することとなっております。今回、ご審議頂く内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。記載にあります賃借料の金額は、平成28年1月から12月までに農地法第3条の規定による賃貸借の許可43件と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権130件の合計173件を基にデータを作成しております。 詳細でございますが、平均額のみ説明させていただきます。最初に普通畑になります。幕別地区低台の平均額は、9,800円で前年度10,800円より1,000円の減となっております。幕別地区高台の平均額は、7,200円で前年の7,900円より700円の減となっております。忠類地区の平均額は、3,700円で前年の4,400円より700円の減となっております。次に牧草畑でございます。幕別地区低台は、案件が1件しかなく個人の特定に繋がる恐れもありますことから過去最後

	に案件がありました平成 23 年の額を賃借料情報として記載しております。幕別地区高台の平均額は、4,500 円で前年 4,100 円より 400 円の増となっております。忠類地区の平均額は、3,100 円で前年の 3,300 円より 200 円の減となっております。 また、農地の賃借情報の提供の方法といたしましては、農業委員会だより、ホームページにより広く周知を図って参ります。以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号について、記載のとおり決定し「委員会だより」、「町ホームページ・広報」により賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 6 号「農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第 6 号について事務局から説明いたします。
事務局	議案第 6 号「農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について」農地法第 3 条に規定する下限面積の設定について、次のとおり決定したいので審議を求めます。内容をご説明させていただきます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されている下限面積の設定につきましては、平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知にて農業委員会の適正な事務実施という事で、下限面積の周知及び公表が求められ、農業委員会は毎年下限面積について決定又は修正の必要性について審議する事が求められているところでございます。北海道における 3 条申請において農地の権利を取得する際に基準となります下限面積は現在 2 ヘクタールでございます。下限面積をこの 2 ヘクタール以下で設定する場合は別段面積となりまして、農地法施行規則第 17 条に別段面積を求める場合の二つの基準が定められております。(1)をご覧ください。一つ目の基準です。農地法施行規則第 17 条第 1 項に規定されております、農業委員会が定めようとする別段面積は 2 ヘクタール未満の農地又は採草放牧地を耕作しているものの数が総数の概ね 40%を下らないように設定されることとなっております。2015 年度版の農林業政策による幕別町の状況は総戸数 569 戸のうち 2 ヘクタール以上が 523 戸、2 ヘクタールに満たないものが 46 戸、2 ヘクタール未満の農家の戸数が 8%となっております。別段面積を定める基準に該当しておりません。(2)をご覧ください。二つ目の基準です。農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定されております。施行規則第 17 条第 1 項では 2 ヘクタール未満の下限面積を設定する事が設定区域及びその周辺地区における農地の保有及び利用の状況、将来の見通し等からみて、新規就農する方の促進のために適当と認められる事となっております。またこの 2 ヘクタールの下限面積ですが、小規模な農地で花卉や野菜等の栽培が行われますハウス園芸等の集約的農業経営の場合は 2 ヘクタール以下の下限面積適用されない、適用除外となっており、本町の農業経営の状

	況からいたしまして、二つ目の基準を鑑みましても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断しているところでございます。事務局といたしましては、幕別町の現状が只今ご説明いたしました二つの基準に該当していないことから、下限面積は農地法第3条第2項第5号に定める2ヘクタールの規定通りと考えております。以上、議案の朗読と内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第6号について、下限面積は農地法第3条第2項5号に規定されている「2ha」とすることに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第7号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について、次のとおり決定したいので審議を求めます。農業委員会で定めております幕別町農地移動適正化あっせん事業実施要領について、その一部を改正し、北海道知事の認定を申請するため審議をお願いするものであります。議案第7号資料1がお手元にあると思いますのでご覧ください。こちらが幕別町農地移動適正化あっせん事業実施要領でございます。資料2をご覧ください。資料2が新旧対照表になっております。今回の改定は農地法及び農地農業委員会等に関する法律が平成28年4月から施工されたことに伴います所要の改定となります。変更点をご説明いたします。新旧対照表を見ながら進めます。新旧対照表の左側が現行の基準で右側が改正後の基準になります。改正箇所には下線を引いております。それでは、右側の改正基準欄をご覧ください。第2条第1号と第4条第1項に法律の略名でございます以下「農振法」という。と、以下「基盤強化法」という。を加えます。次に第4条第1項で現行の基準で第11条の4を第11条の14に改めまして、現行の基準ですと、第6条第2項第3号となっているものを第2条第2項第3号に改めます。第2項中、次の掲げるを、次に掲げるに改め、次に裏面をご覧ください。同項第1号中に農業生産法人とありますものを農地所有適格法人に改めます。次に第5条第1項中、農業経営基盤強化促進法を略称でございます、基盤強化法に改めます。次に、及び地域の中心となる経営体（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定による地域の農号において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。）という部分を又は認定就農者（基盤強化法第14条の4第1項の規定により認定を受けたものをいう。）に改めます。最後に第8条中、北海道農地移動適正化あっせん実施要領を北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領に定めるという改正内容になっております。本日の審議で決定いただきました後は、北海道に対しまして認定申請を行い、認

	定をいただきましたら、平成 29 年 4 月 1 日より施行という流れを考えております。以上、内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決いたします。議案第 7 号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 31 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。